

登録票
(令和3年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1轄区までです。
春1	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	北海少年院 ・ 紫明女子学院	北海少年院 北海道千歳市大和4-7 46-10 紫明女子学院 北海道千歳市大和4-6 62-2 (千歳線千歳駅 から中央バス桜木空港 線10分(北斗一丁目バ ス降車))	各施設3人ま で	1月下旬から2月 下旬の連続する 3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に 興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又 は刑事政策等を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 であること。 ・男女の別は問わないが、原則としては男 子学生は北海少年院において、女子学生 は紫明女子学院においての実習を予定し ている。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
春2	少年鑑別所における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	札幌少年鑑別所	札幌少年鑑別所 札幌市東区東苗穂2-1 -1-25 (札幌駅北口または環状 通車駅からバスあり。 「本町2条6丁目」で下車 徒歩3分)	3人程度	2月下旬から3月 月上旬の連続する 3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に 興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
春3	少年鑑別所における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	釧路少年鑑別支所	釧路少年鑑別所 釧路市弥生1丁目5-2 2 (JR釧路駅からバスあ り。「裁判所坂下」で下車 徒歩7分)	2人程度	2月中旬の連続 する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に 興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
春4	少年鑑別所における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	旭川少年鑑別所	旭川少年鑑別所 北海道旭川市豊岡1条1 丁目3番24号(旭川1条 8丁目バス乗り場から旭 川電気軌道バス①番線 又は⑦番線に約13分乗 車、豊岡1条1丁目バス 降下車すぐ)	2名程度	2月中旬の連続 する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に 興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
春5	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	茨城農芸学院	茨城農芸学院 茨城県牛久市久野町17 22-1 (JR牛久駅東口からバス 「牛久大仏・浄苑行き」に 乗車し、「農芸学院」で降 車。約20分) ※送迎につき相談可	4人程度	3月の連続 する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春6	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	水府学院 (水戸少年鑑別所)	水府学院 (水戸少年鑑別所) 茨城東茨城郡茨城町駒 渡1084-1 (常磐線友部駅南口～車 両20分) ※送迎につき相談可	4人程度	2月第3週以降の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	◆水府学院主催ですが、1日は水戸少年鑑 別所で実習を行うコースです◆ 1日目(水戸少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 2日目、3日目(水府学院) ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和3年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1轄区までです。
春7	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	喜連川少年院	喜連川少年院 栃木県さくら市喜連川3475-1 (JR東北本線(宇都宮線)氏家駅から関東交通バス(喜連川本町バス停降車)から徒歩15分) ※送迎につき相談可	1人程度	1月から2月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・法務教官のキャリアプラン、給与モデル等の説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等の実地に係る見学実習 ・現場及び幹部職員との意見交換会	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春8	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	赤城少年院	赤城少年院 群馬県前橋市上大屋町60 上毛電鉄「大胡駅」から徒歩15分	3人程度	2月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春9	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	榛名女子学園	榛名女子学園 群馬県北群馬郡榛東村新井1027-1 (高崎駅西口から伊香保温泉行バス若しくは群馬総社駅(立石)から榛名女子学園前までバス)	3人程度	2月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春10	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	市原学園	千葉県市原市磯ヶ谷157-1 小湊鉄道山田駅(送迎可)	2人程度	3月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春11	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	八街少年院	八街少年院 千葉県八街市滝台176番地(JR八街駅前ふれあいバス南コース少年院入口下車300m徒歩3分又はJR千葉駅からフラワーバス成東行き山田局前下車1、7km徒歩20分) ※JR大網駅までの送迎については相談可	3人程度	2月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次から4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春12	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	多摩少年院	多摩少年院 東京都八王子市緑町670 (JR八王子駅南口からタクシーで10分又は徒歩25分。京王高尾線山田駅から徒歩5分。)	5人程度	2月又は3月の連続する2日間又は3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・大学生又は大学院生(男性が望ましい)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和3年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1轄区までです。
春13	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	愛光女子学園	愛光女子学園 東京都狛江市西野川3-14-26 (京王線調布駅からバス10分・小田急線狛江駅からバス8分(狛江営業所バス停降車)、京王線国領駅から徒歩20分)	3人程度	2月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次から4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春14	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	久里浜少年院	久里浜少年院 神奈川県横須賀市長瀬3-12-1 (京浜急行線久里浜駅又は浦賀駅から京浜急行バス191系統15分(千代ヶ崎バス停降車))	2人程度	2月21日(月)～2月22日(火)(2日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次から4年次又は大学院生(男性のみ)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春15	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	新潟少年学院	新潟少年学院 新潟県長岡市御山町117-13 (JR長岡駅東口6番線からバスで15分)	3人程度	2月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、心理、福祉等に係る人間科学又は法学、刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春16	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	有明高原寮	有明高原寮 安曇野市穂高有明7299 (JR大糸線穂高駅から車で30分) ※送迎につき相談可	1人程度	2月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春17	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	駿府学園	駿府学園 静岡県葵区内牧118 (静岡駅北口から9番乗り場静鉄ジャストラインバス美和大谷線安倍口新田バス停下車徒歩10分)	3人程度	2月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春18	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	水戸少年鑑別所(水府学院)	水戸少年鑑別所(水府学院) 茨城県水戸市新原1-15-15 (JR線水戸駅北口5番乗り場から茨城交通バス20分(新原1丁目バス停降車徒歩7分)) ※送迎につき相談可	4人程度	2月第3週以降の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	◆水戸少年鑑別所主催ですが、1日間は水府学院で実習を行うコースです◆ 1日目(水戸少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・心理検査の受検体験 2日目(水府学院) ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習 3日目(水戸少年鑑別所) ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席・実施、模擬事例に係る少年簿の作成体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次から4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。 ・少人数での体験型実習であるので、積極的な姿勢を有すること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和3年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1轄区までです。
春19	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	宇都宮少年鑑別所	宇都宮少年鑑別所 栃木県宇都宮市鶴田町574-1 (宇都宮駅バス乗り場⑩43「長坂経由新鹿沼行き」の乗車し、「三の沢」で下車し、徒歩1分)	1人程度	2月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春20	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	前橋少年鑑別所	前橋少年鑑別所 群馬県前橋市岩神町4-5-7 JR前橋駅から公共バスで約20分	2人程度	2月下旬から3月上旬までの連続する2日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次から4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春21	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	さいたま少年鑑別所	さいたま少年鑑別所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-36 JR「浦和」から徒歩12分、「武蔵浦和」「中浦和」からそれぞれ徒歩17分	2人程度	2月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る行動観察票の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次から4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春22	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	千葉少年鑑別所	千葉少年鑑別所 千葉県千葉市稲毛区天台1-12-9 (千葉都市モノレール天台駅から徒歩約3分)	4人程度	2月下旬から3月上旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春23	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京少年鑑別所	東京少年鑑別所 東京都練馬区氷川台2-11-7 (有楽町線氷川台駅から徒歩10分)	8人程度	2月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席及び実施、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次から4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春24	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京西法務少年支援センター	東京西法務少年支援センター 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番1号 JR青梅線東中神駅から徒歩20分	4人程度	2月又は3月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、行動観察実習、心理検査の受検体験、模擬事例に係る心理検査等の解釈体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和3年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1轄区までです。
春25	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	横浜少年鑑別所	横浜少年鑑別所 神奈川県横浜市港南区 港南4-2-1 (市営地下鉄ブルーライン 港南中央駅下車徒歩5分)	4人程度	2月上旬から3月 第1週頃までの間の 連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験(人間科学)又は法務省専門職員(人間科学)試験(矯正心理専門職区分)を受験予定であること。 ・大学2年次から4年次まで又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春26	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	新潟少年鑑別所	新潟少年鑑別所 新潟県新潟市中央区 川岸町1-53-2 (JR越後線「白山」駅 から徒歩5分)	4人程度	2月16日(水) ～2月18日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次から4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春27	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	甲府少年鑑別所	甲府少年鑑別所 山梨県甲府市大津町 2075-1 (JR甲府駅からバスも しくはタクシーで約30分) ※JR甲府駅からの送 迎につき相談可	2人程度	2月の連続 する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に関する説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次から4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春28	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	長野少年鑑別所	長野少年鑑別所 長野県長野市三輪5-4 6-14 (長野電鉄善光寺下駅か ら徒歩10分)	3人程度	2月の連続 する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次から4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春29	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	静岡少年鑑別所	静岡少年鑑別所 静岡市駿河区小鹿2丁 目27番7号 (静岡駅南口から小鹿営 業所行きバス約15分 (競輪場前バス停降車))	2人程度	2月の連続する 月～水曜日の 3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次から4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春30	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	名古屋矯正管区 及び 湖南学院	湖南学院 石川県金沢市上中町口1 1-1 (北鉄バス東部車庫停留 所から徒歩15分)	4人程度	2月7日(月)～2 月9日(水) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましい。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市長区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎3号館 052-971-5961

登録票
(令和3年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1轄区までです。
春31	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	名古屋矯正管区 及び 瀬戸少年院	瀬戸少年院 愛知県瀬戸市東山町14 名鉄瀬戸線 「水野駅」下車徒歩約18分	5人程度	2月7日(月)～2月9日(水) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春32	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	名古屋矯正管区 及び 愛知少年院	愛知少年院 愛知県豊田市浄水町原山1番地 (名鉄豊田線「浄水駅」から徒歩約10分、愛知環状鉄道「貝津駅」から徒歩約15分)	4人程度	2月14日(月)～2月16日(水) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生であること(男女の別は問わない)。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春33	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	名古屋矯正管区 及び 金沢少年鑑別所	金沢少年鑑別所 石川県金沢市小立野 5-2-14 JR金沢駅から北鉄バスで約20分 小立野バス停降車	3人程度	2月15日(火)～2月17日(木) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続にかかる見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春50	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	名古屋矯正管区 及び 岐阜少年鑑別所	岐阜少年鑑別所 岐阜市蘆山1769-20 (JR岐阜駅バスターミナル、岐阜バス11番のりばから約25分(「北消防署」バス停降車し徒歩で約1分))	3人程度	2月8日(火)～2月10日(木) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春34	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	名古屋矯正管区 及び 名古屋少年鑑別所	名古屋少年鑑別所 名古屋市中区北千種1-6-6 (地下鉄東山線今池駅2番出口～25分、市営バス(古出来町)バス停降車～5分)	3人程度	2月28日(月)～3月2日(水) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春35	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	浪速少年院	浪速少年院 大阪府茨木市郡山1-10-17 JR茨木駅西口、7、8、9番バス乗り場から阪急バス、郡バス下車後徒歩10分	5人程度	3月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉、心理等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751

登録票
(令和3年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1轄区までです。
春36	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	交野女子学院	交野女子学院 大阪府交野市群津2-4 5-1 京阪交野線郡津駅から徒歩15分	3人程度	3月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能なものに限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(女性に限る)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春37	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	加古川学園 ・ 播磨学園	加古川学園又は播磨学園 兵庫県加古川市八幡町 宗佐544(JR加古川線 厄神駅から徒歩約45分) ※送迎につき相談可	3人程度	1月31日(月)から 2月25日(金)までのうち連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春38	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	奈良少年院	奈良少年院 奈良県奈良市秋篠町11 22 近鉄大和西大寺駅下車、バスで15分程度	3人程度	2月下旬から3月上旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導、行事等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春39	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	大阪少年鑑別所	大阪少年鑑別所 大阪府堺市堺区田出井町8-30 (JR阪和線堺市駅から徒歩15分)	10人程度	2月2日(水) ~2月4日(金) (3日間) 又は 2月16日(水) ~2月18日 (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春40	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	神戸少年鑑別所	神戸少年鑑別所 神戸市兵庫区下祇園町40-7 (神戸市営バス「家庭裁判所前」徒歩2分)	3人程度	2月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春41	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	和歌山少年鑑別所	和歌山少年鑑別所 和歌山市元町奉行丁2丁目1番地(JR和歌山駅西口から徒歩20分)	2人程度	2月の連続する2日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751

登録票
(令和3年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1轄区までです。
春42	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	山口少年鑑別所	山口少年鑑別所 山口市中央4丁目7-5 (JR山口駅から徒歩20分又は同駅から湯田温泉方面行きバスに乗り「商工会館前」下車徒歩5分)	3人程度	1月から3月中旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
春43	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	四国少年院	四国少年院 香川県善通寺市善通寺町2020 JR善通寺駅から徒歩20分	3人程度	2月16日(水)～2月18日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
春44	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	松山学園	松山学園 愛媛県松山市吉野町3803番地 (JR三津浜駅から徒歩10分)	3人	3月8日(火)～3月10日(木) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、心理、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
春45	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	徳島少年鑑別所	徳島少年鑑別所 徳島県徳島市助任本町5丁目40番地 (市バス「助任本町5丁目」又は徳島バス「助任本町」下車徒歩約2分)	3人程度	2月14日(月)～2月16日(水) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る少年簿及び鑑別結果通知書の作成体験、行動観察体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
春46	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	松山少年鑑別所	松山少年鑑別所 愛媛県松山市吉野町3860番地 (JR三津浜駅から徒歩約10分)	3人程度	3月8日(火)～3月10日(木) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
春47	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	福岡矯正管区及び 沖縄女子学園	沖縄女子学園 沖縄県糸満市 字真栄平1300番地 (仲座入口バス停から徒歩15分、那覇空港から車で40分)	3名程度	2月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習 ・実習の一部は沖縄少年院において実施予定	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137

登録票
(令和3年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1警区までです。
春48	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	福岡矯正管区 及び 長崎少年鑑別所	長崎少年鑑別所 長崎市橋口町4-3 (路面電車「平和公園」電 停下車徒歩10分県営バ ス「浦上天主堂」下車徒 歩3分)	3人程度	2月14日(月)～ 2月16日(水) (3日間)	応募は全期間で 実習可能な者に限 る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での受 入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に 興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
春49	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	福岡矯正管区 及び 熊本少年鑑別所	熊本少年鑑別所 熊本市西区池田1-9-27 (上熊本駅(JR・市電)か ら徒歩10分、出町3丁目 または往生院前バス停か ら徒歩5分)	3名程度	2月28日(月)～ 3月2日(水) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る判定会議、心理検査 の受検体験、行動観察) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での受 入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に 興味・関心を持っていること ・心理学を専攻していることが望ましい ・大学3年次若しくは4年次及び大学院生 (男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137